

法定外税の検討の経緯

1 過去の法定外目的税の検討

検討時期	検討内容
平成12年4月	地方分権一括法による地方税法の改正により地方公共団体の課税自主権が拡充
平成12年7月	県が庁内組織の「山梨県地方税制研究会」を設置し、独自に税財源の充実確保の方策を研究
平成17年3月	山梨県の特性を活かした環境目的税を目指して、「ミネラルウォーターに関する税を設けることが望ましい」とする報告書を同研究会が知事に提出
平成17年6月	租税法、財政学や森林科学の専門家等による「ミネラルウォーターに関する税」検討会を設置
平成18年7月	<p>森林整備に要する費用について、受益者負担の考え方から特別の受益を得ているミネラルウォーター業界に一定の負担を求めるミネラルウォーター税について、「<u>慎重に対応していくことが望まれる</u>」とした報告書を同検討会が知事に提出</p> <p>※同報告書では、法定外目的税である「ミネラルウォーター税」以外にも「他の費用負担の方法」として次の(1)(2)の方法が示されており、このうち(2)に関しては、平成21年5月に「山梨県環境と森づくりを考える税制懇話会」を設置し、同年11月の報告を踏まえ、平成24年4月から「森林環境税（県民税均等割の超過課税）」を導入するに至った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><他の費用負担の方法></p> <p>(1) 「ミネラルウォーターに関する税」以外の法定外税</p> <p>①地下水を採取する目的や用途にかかわらず、地下水を採取する者を広く課税対象とし、地下水の使用量・採取量に応じて課税する方法</p> <p>②特定の事業者が地域の共有財産ともいえる地下水を事業として県外に移出・販売していることに対して普通税として移出税を課す方法</p> <p>(2) 県民税の超過課税</p> </div>

2 新たな法定外普通税の検討

検討時期	検討内容
平成30年 4月	山梨県議会が議会内に「ミネラルウォーター税導入に関する政策提言案作成委員会」を設置
平成31年 3月	<p>以下のような「地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言」を県議会が可決し、知事へ提出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><提言内容></p> <p>自主財源が乏しく、大変厳しい財政状況にある中で、今後、本県が魅力ある地域づくりを推進していくためには、新たな税源を創設し、財政の安定・強化を図ることが必要不可欠である。</p> <p>地方自治体の課税自主権の拡充により、これまで全国で様々な法定外税が導入されている状況にあり、本県においても、本県固有の状況を鑑み、一般財源として幅広い事業に活用できる法定外普通税を創設すべきである。</p> <p>本県固有の状況から、豊かな自然から生み出される地下水に着目した課税が有力な候補となるが、地下水が将来にわたり守り継いでいかなければならない県民共有財産であることを踏まえ、本県では事業活動により地下水が多く採取され、利益が生じている状況にあるため、地下水の利用に対しての課税を検討すべきである。</p> <p>法定外税導入に向けた検討を早急に進められたい。</p> </div>
令和 元年 8月	<p>県議会からの政策提言を踏まえ、租税法や財政学などに関する有識者で構成される「山梨県地方税制等検討会」を設置し、課税自主権の活用による山梨県にふさわしい税制のあり方について検討を開始</p> <p>※山梨県地方税制等検討会では、令和元年8月以降、9回にわたる会議を開催し、議論を重ね、令和4年3月に報告書を取りまとめた（予定）。</p>
令和 元年12月	<p>県議会の12月定例会において「新たな法定外税を導入すべきであるとしたこの政策提言は、県議会が様々な視点から議論を重ねた上で、知事に対して提出したものであり、極めて重いものであることから、速やかに検討するとともにその導入を決定することを求める」ことを内容とする「地下水に着目した法定外税導入に関する決議」を可決</p>